下「特定都道府県知事」という。）に提出して、その認定を受けることができることとし、特定都道府県知事は、当該特定増殖事業計画が特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針に照らし適切なものである等の場合に、その認定をすることとした。（第九条第一項及び第三項関係）

㈡　特定増殖事業計画には、特定増殖事業の目標、増殖する特定母樹の種類等を記載しなければならないこととした。（第九条第二項関係）

㈢　認定を受けた特定増殖事業計画の変更及び認定（変更の認定を含む。）を受けた特定増殖事業計画（以下「認定特定増殖事業計画」という。）の認定の取消しについて規定した。（第一〇条関係）

6　林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例

林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例5の㈠の認定を受けた者（以下「認定特定増殖事業者」という。）が認定特定増殖事業計画に従って特定増殖事業を実施するのに必要な林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間を延長することとした。（第一一条関係）

7　生産事業者の登録等の特例

㈠　特定増殖事業を実施しようとする者がその特定増殖事業計画について5の㈠の認定を受けたときは、当該認定特定増殖事業計画に記載された特定増殖事業であって、林業種苗法第一〇条第一項の登録を受けなければならないものについては、同項の規定により登録を受けたものとみなして、同法第一二条第一項及び第二項並びに第一三条から第一六条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用するものとした。（第一二条第一項関係）

㈡　特定増殖事業を実施しようとする者がその特定増殖事業計画について5の㈠の認定を受けたとき、又は認定特定増殖事業者がその認定特定増殖事業計画について5の㈢の変更の認定を受けたときは、これらの認定に係る認定特定増殖事業計画に記載された特定増殖事業であって、林業種苗法第一三条第一項の規定による届出及び書替交付の申請をし、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、同条第一項の規定により届出及び書替交付の申請をし、又は同条第三項の規定により届出をしたものとみなすこととした。（第一二条第二項関係）

8　伐採の届出の特例

認定特定増殖事業者が認定特定増殖事業計画（地域森林計画の対象となっている民有林において特定母樹を植栽する土地の上にある立木を伐採しようとする場合に記載する所要の事項に係る部分に限る。）に従って行う立木の伐採については、森林法第一〇条の八第一項本文の規定は適用しないこととした。（第一三条関係）

9　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（法律第二五号）（経済産業省）

一　エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正関係

1　題名

題名を「エネルギーの使用の合理化に関する法律」から「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に変更することとした。

2　目的

この法律の目的である燃料資源の有効な利用の確保に資するために講ずる措置を、エネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置、その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置等とすることとした。（第一条関係）

3　基本方針

基本方針に電気の需要の平準化に係る部分を加える等所要の規定の整備を行うこととした。（第三条関係）

4　工場等に係る措置

主務大臣は、特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分であるとして、エネルギーの使用の合理化に関する計画を適切に実施すべき旨の指示に従わなかった場合のその旨の公表及び当該指示に従うべき旨の命令等をする場合においては、電気の需要の平準化を図るための指針に従って講じた措置の状況等を勘案することとした。（第五条及び第一六条関係）

5　輸送に係る措置

国土交通大臣等は、特定貨物輸送事業者、特定荷主及び特定旅客輸送事業者による輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分であるとして、エネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告及び命令等をする場合においては、輸送に係る電気の需要の平準化を図るための指針に従って講じた措置の状況等を勘案することとした。（第五二条、第五七条、第五九条、第六四条、第六六条及び第六九条関係）

6　機械器具等に係る措置

㈠　機械器具に係る措置

(1)　経済産業大臣等は、特定関係機器（エネルギー消費機器の部品として又は専らエネルギー消費機器とともに使用される機械器具であって、当該エネルギー消費機器の使用に際し消費されるエネルギーの量に影響を及ぼすもののうち政令で定めるものをいう。以下同じ。）ごとに、エネルギー消費関係性能（関係機器に係るエネルギー消費機器のエネルギー消費性能に関する当該関係機器の性能をいう。以下同じ。）の向上に関し、特定関係機器の製造等の事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定めるものとし、当該事項については、エネルギー消費関係性能が最も優れている当該特定関係機器の性能、技術開発の将来の見通し等を勘案して定めることとした。（第七八条関係）

(2)　経済産業大臣は、前項の判断の基準となるべき事項に照らしてエネルギー消費関係性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定関係機器の製造等の事業を行う者に対し勧告ができるものとし、勧告に従わなかったときは、その旨の公表及び勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第七九条関係）

(3)　経済産業大臣は、特定関係機器ごとに、エネルギー消費関係性能に関し、特定関係機器の製造等の事業を行う者が表示すべき事項等を定め、当該者が表示すべき事項の表示をしていないと認めるときは勧告ができるものとし、勧告に従わなかったときは、その旨の公表及び勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第八〇条及び第八一条関係）

㈡　熱損失防止建築材料に係る措置

(1)　経済産業大臣は、特定熱損失防止建築材料（建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料であって、政令で定めるものをいう。以下同じ。）ごとに、熱の損失の防止のための性能の向上に関し、製造等の事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定めるものとし、当該事項については、性能が最も優れている当該特定熱損失防止建築材料の性能、技術開発の将来の見通し等を勘案して定めることとした。（第八一条の三関係）

(2)　経済産業大臣は、前項の判断の基準となるべき事項に照らして熱の損失の防止のための性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定熱損失防止建築材料の製造等の事業を行う者に対し勧告ができるものとし、勧告に従わなかったときは、その旨の公表及び勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第八一条の五関係）

(3)　経済産業大臣は、特定熱損失防止建築材料ごとに、熱の損失の防止のための性能に関し、特定熱損失防止建築材料の製造等の事業を行う者が表示すべき事項等を定め、当該者が表示すべき事項の表示をしていないと認めるときは勧告ができるものとし、勧告に従わなかったときは、その旨の公表及び勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第八一条の六関係）

7　電気事業者に係る措置

電気事業者は、その供給する電気を使用する者から、当該電気を使用する者に係る電気の使用の状況に関する情報として当該電気事業者が保有するものの開示を求められたときは、遅滞なく当該情報を開示しなければならないこととした。（第八一条の八関係）